

関連資料集

平成27年2月から適用する公共工事設計労務単価について

単価設定のポイント

- (1) 最近の労働市場の**実勢価格を適切・迅速に反映** (昨年度に引き続き改訂を前倒し)
- (2) 社会保険への加入徹底の観点から、**必要な法定福利費相当額を反映** (継続)

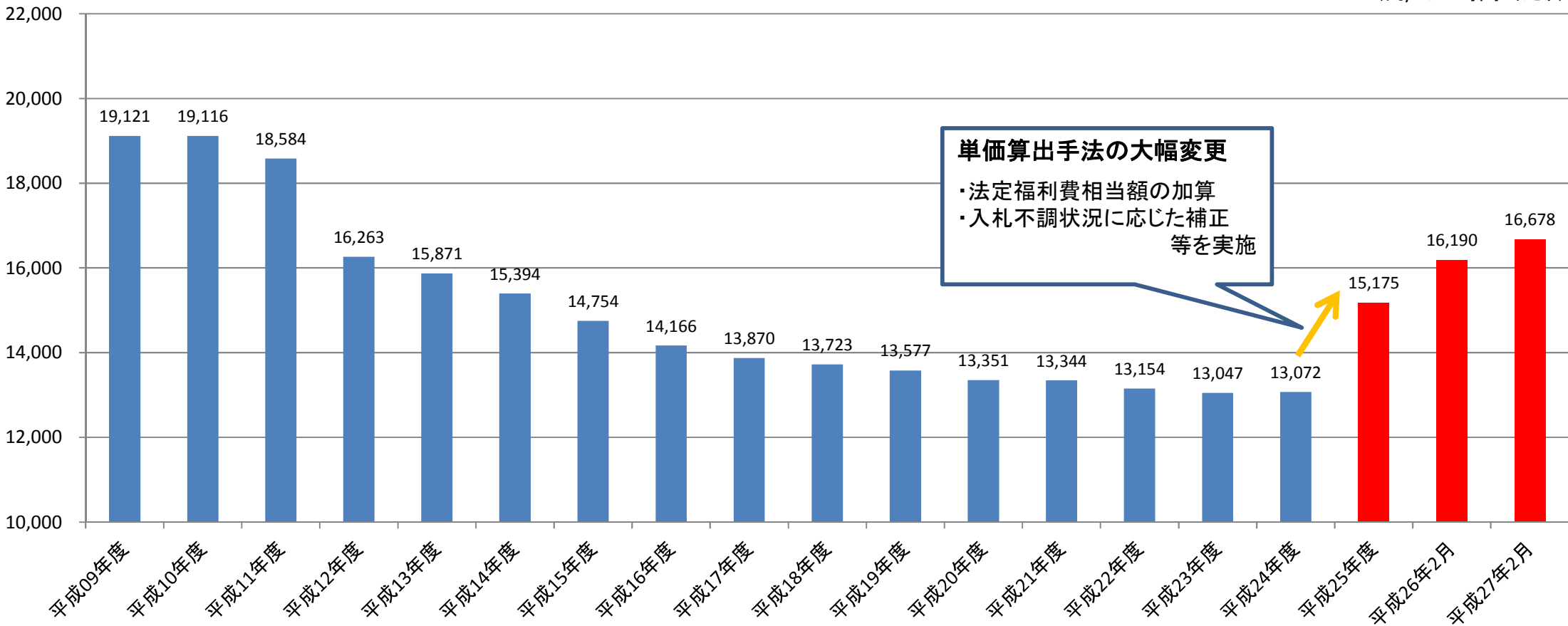


全職種平均

全 国 (16,678円) 平成26年2月比; **+4.2%** (平成24年度比; **+28.5%**)
被災三県 (18,224円) 平成26年2月比; **+6.3%** (平成24年度比; **+39.4%**)

公共工事設計労務単価 全国全職種平均値の推移

(円/1日8時間当たり)



単価算出手法の大幅変更

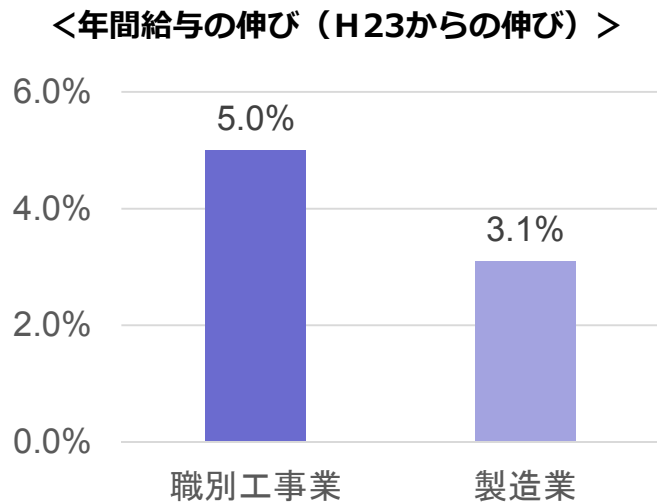
- ・法定福利費相当額の加算
- ・入札不調状況に応じた補正等を実施

注1) 金額は加重平均値、伸率は単純平均値にて表示。加重平均値は、平成25年度の標本数をもとにラスパイレース式で算出した。
注2) 平成18年度以前は、交通誘導警備員がA・Bに分かれていないため、交通誘導警備員A・Bを足した人数で加重平均した。

建設業における人手確保の現状及び今後の見通し

○ 建設投資額の回復とともに、賃金水準も回復し、技能労働者数も堅調に増加している。企業が人材を確保するためには、この流れを途切れさせず、安定的・持続的な公共事業予算を確保し、将来にわたる建設投資の見通しを示すことが必要。

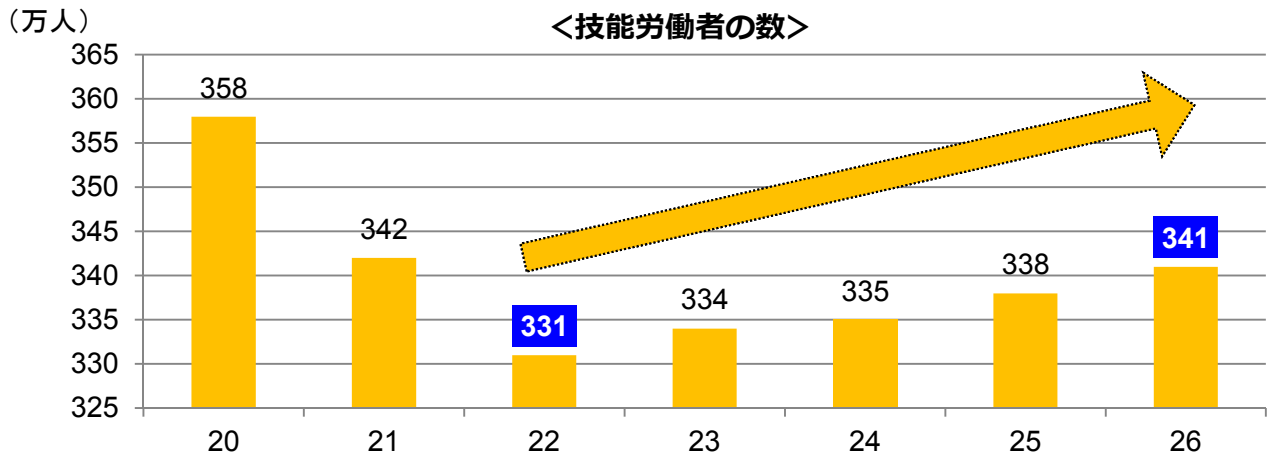
■賃金水準はこのところ回復傾向に転じており、技能労働者の数も堅調に増加



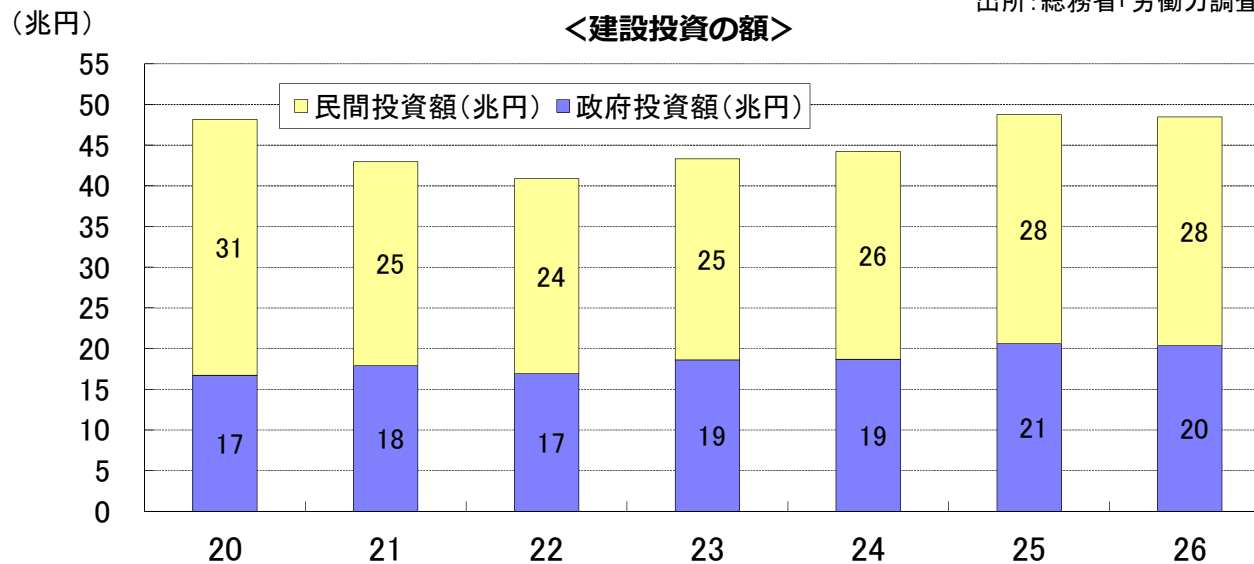
出所：厚労省「毎月勤労統計調査」

注1) H22.11～H23.11とH25.11～H26.11において、休日・残業代を除く所定内給与及び特別に支払われた給与を比較

注2) 職別工事業：大工・型枠・とび・鉄筋・左官・板金・塗装等の事業所における給与で、内勤など技能労働者以外を含む。



出所：総務省「労働力調査」



出所：国土交通省「建設投資見通し」

注 投資額については平成23年度まで実績、24年度・25年度は見込み、26年度は見通し

1. 法定福利費の確保に向けた対応

- 「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」の改定 パブリックコメント実施中
 - ・ 内訳明示した見積書の提出について、元請企業から下請企業に対する見積条件に明示すること新たに記載(下請企業が再下請に出す場合も同様)
 - ・ 提出された見積書を尊重し、各々の対等な立場における合意に基づいて請負金額に適切に反映することが必要であり、他の費用との減額調整を厳に慎むことを記載
- 法定福利費を内訳明示した見積書作成のポイント(仮称)の作成 平成26年度
- 建設企業の経理実務等における法定福利費の明確化に向けた対応 平成26年度～
 - ・ 建設業会計や経理実務における法定福利費の位置付けや取扱いに関する整理
 - ・ 法定福利費を内訳明示する能力向上を図るため、建設業会計に関する研修(原価管理等)を実施
- 実質的な法定福利費の担保に関する調査検討等 平成26年度～
 - ・ 別枠支給、別枠明示、事後精算など、法令改正・請負契約における措置・代金支払における実務・商慣習など幅広い観点から検討

2. その他の対応

- 「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」の改定 パブリックコメント実施中
 - ・ すべての下請企業を適切な保険に加入に限定した工事や、工事の規模等に鑑みて可能である場合にはすべての作業員を適切な保険に加入したものに限定した工事を実施することが望ましいと記載。
 - ・ 保険加入状況に関する作業員名簿の記載の真正性の確保に向けた措置について、「望ましい」から「努める」に改めるとともに、情報システムにおいて関係資料を電子データで添付する方法によることを許容。
 - ・ 施工体制台帳、再下請負通知書及び作業員名簿について、下請企業と建設労働者との関係を正しく認識した上で記載するよう明記。
- 社会保険未加入対策に関するQ&Aの作成、周知用リーフレットの作成 平成26年度
 - ・ 社会保険未加入対策等に関するQ&Aを作成し、ホームページで公表
 - ・ 高齢者の年金加入に関するメリット等に関するリーフレットを作成
- 一人親方の労働者性・事業者性の判断基準を周知(パンフレット作成) 平成26年度
 - ・ 平成25年3月に策定したリーフレットを活用した更なる周知徹底(簡易版の作成等)

➡ 上記は現時点での施策であり、この他にも、必要な施策に取り組んで行く

品確法と建設業法・入契法の一体的改正(担い手3法の改正)について

インフラ等の品質確保とその担い手確保を実現するため、公共工事の基本となる「品確法^{*1}」を中心に、密接に関連する「入契法^{*2}」、「建設業法」も一体として改正。(全会一致で可決・成立。H26.6.4公布) ※1:公共工事の品質確保の促進に関する法律、※2:公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律

品確法の改正 (H26.6.4施行)

<目的> 公共工事の品質確保の促進

■ **基本理念の追加**：将来にわたる公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保、ダンピング防止 等

基本理念を実現するため

■ **発注者の責務** (基本理念に配慮して発注関係事務を実施) を明確化

■ **事業の特性等に応じて選択できる多様な入札契約方式の導入・活用を位置づけ、行き過ぎた価格競争を是正**

基本方針 (H26.9.30閣議決定)

○公共工事の品質確保とその担い手の確保のために講ずべき施策を広く規定

○国、地方公共団体等は、基本方針に従って措置を講ずる努力義務【通知 H26.10.22】

運用指針 (H27.1.30関係省庁申合せ)

○発注者が、自らの発注体制や地域の実情等に応じて、発注関係事務を適切かつ効率的に運用するための共通の指針

品確法の基本理念を実現するため必要となる基本的・具体的措置を規定

入契法の改正 (H26.9.20一部施行、H27.4.1全面施行)

<目的> 公共工事の入札契約の適正化

■ **ダンピング対策の強化**

■ **契約の適正な履行(=公共工事の適正な施工)を確保**

適正化指針 (H26.9.30閣議決定)

○ダンピング対策の強化、歩切りの根絶、適切な設計変更の実施等について明記

○発注者は、適正化指針に従って措置を講ずる努力義務【要請通知 H26.10.22】

建設業法の改正 (H27.4.1施行)

(担い手育成・確保の責務はH26.6.4から、解体工事業は公布から2年以内に施行)

<目的> 建設工事の適正な施工確保と建設業の健全な発達

■ **建設工事の担い手の育成・確保**

■ **適正な施工体制確保の徹底**

建設業法施行令の一部改正 (H26.9.19公布、H27.4.1施行)

○技術検定の不正受検者に対する措置の強化 等

建設業法施行規則の一部改正 (H26.10.31公布、H27.4.1施行)

○経営事項審査で若手技術者等の確保状況や機械保有の状況等を評価 等⁴

「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」の主なポイント

運用指針とは：品確法第22条に基づき、**地方公共団体、学識経験者、民間事業者等の意見を聴いて、国が作成**

- 各発注者が発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、**発注者共通の指針**として、体系的にとりまとめ
- **国は、本指針に基づき発注関係事務が適切に実施されているかについて定期的に調査を行い、その結果をとりまとめ、公表**

必ず実施すべき事項

実施に努める事項

予定価格の適正な設定

工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用

予定価格の設定に当たっては、**適正な利潤を確保**することができるよう、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した積算を行う。積算に当たっては、**適正な工期を前提**とし、**最新の積算基準を適用**する。

各発注者は、**工事の性格や地域の実情等に応じて、多様な入札契約方式の中から適切な入札契約方式を選択**し、又は組み合わせて適用する。

歩切りの根絶

発注や施工時期の平準化

歩切りは、公共工事の品質確保の促進に関する法律第7条第1項第1号の規定に**違反**すること等から、**これを行わない**。

債務負担行為の積極的な活用や**年度当初からの予算執行の徹底**など予算執行上の工夫や、**余裕期間の設定**といった契約上の工夫等を行うとともに、**週休2日の確保**等による不稼働日等を踏まえた適切な工期を設定の上、**発注・施工時期等の平準化**を図る。

低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等

見積りの活用

ダンピング受注を防止するため、**低入札価格調査制度**又は**最低制限価格制度の適切な活用を徹底**する。**予定価格は、原則として事後公表**とする。

入札に付しても入札者又は落札者がなかった場合等、標準積算と現場の施工実態の乖離が想定される場合は、見積りを活用することにより**予定価格を適切に見直す**。

適切な設計変更

受注者との情報共有、協議の迅速化

施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない等の場合、**適切に設計図書の変更**及びこれに伴って必要となる**請負代金の額や工期の適切な変更**を行う。

各発注者は**受注者からの協議**等について、**速やかかつ適切な回答**に努める。設計変更の迅速化等を目的として、**発注者と受注者双方の関係者**が一堂に会し、**設計変更の妥当性の審議及び工事の中止等の協議・審議等を行う会議**を、必要に応じて開催する。

発注者間の連携体制の構築

完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価

地域発注者協議会等を通じて、各発注者の**発注関係事務の実施状況等を把握**するとともに、各発注者は**必要な連携や調整**を行い、支援を必要とする市町村等の発注者は、**地域発注者協議会等**を通じて、**国や都道府県の支援を求める**。

必要に応じて**完成後の一定期間を経過した後において施工状況の確認及び評価**を実施する。

「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」について(概要)

運用指針とは

品確法第22条に基づき、公共工事の発注者を支援するため、**発注者共通の取組事項**を国が定めるもの。

- 市町村を含むすべての発注者が「発注者の責務」(品確法第7条)を果たすため、**自らの発注体制**や**地域の実情**等に応じて発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、地方公共団体、学識経験者、民間事業者等の意見を聴いて、体系的にまとめる
- 地域のインフラ維持・災害対応を担う建設企業が、担い手の育成・確保**に必要な**適正な利潤**の確保を可能とするための取組と、**発注者の体制整備等**に向けた取組を具体的に記載
- 本指針に基づく各発注者の実施状況を**定期的に調査・公表**するとともに、必要に応じて指針そのものを**見直し**

担い手の育成・確保のための取組

予定価格の適正な設定

- 実勢を的確に反映して積算を行い、必要に応じて見積りを活用する
- 適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除して予定価格とする
「歩切り」は行わない(品確法第7条に違反)

ダンピング受注の防止

- 低入札価格調査基準又は最低制限価格の適切な設定及び活用の徹底
(これらに関する価格は入札前に公表しない。基準は適宜見直す。)

発注・施工時期の平準化

- 建設工事の請負契約の原則(当事者の対等な合意)を踏まえた適正な工期の設定
- 債務負担行為の積極的活用、余裕期間の設定等による適切な工期の設定
- 発注見通しの統合・公表等による計画的な発注

適切な設計変更

- 施工条件の変化等に応じた適切な設計変更、協議の迅速化等

現場の担い手の育成・確保

- 豊富な実績を有していない若手や女性などの技術者の登用も考慮
- 企業の地域精通度や技能労働者の技能等(登録基幹技能者)を評価
- 賃金の適正な支払、社会保険等への加入など労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めることについて、関係部署と連携

多様な入札契約方式の選択・活用

- 地域における社会資本を支える企業を確保する方式を選択・活用

発注者の体制整備等に向けた取組

本指針の理解・活用

- 本指針の理解・活用の参考とするため、具体的な取組事例や既存の要領、ガイドライン等を盛り込んだ解説資料を作成
※ 国は、説明会を開催するとともに相談窓口を開設し、受発注者からの相談にきめ細やかに対応

職員の育成

- 国、都道府県等が実施する講習会や研修の受講等を通じ、発注担当職員の育成に積極的に取り組む

外部の支援体制の活用

- 国・都道府県の協力等を得て、発注関係事務を適切に実施できる外部の者や組織を活用
- 国・都道府県は、発注関係事務を適切に実施できる者の育成・活用等を促進

発注者間の連携強化

- 発注者間における要領・基準類、積算システム、成績評定等の標準化・共有化及び相互利用を促進
- 地域ブロック毎に組織される地域発注者協議会等を通じ、発注者間の情報交換、共通の課題への対応等を推進

- 一時的な事業量の増加や技術的難易度の高い工事への対応のため、発注者を支援する方式を選択・活用

➡ 発注関係事務の適切かつ効率的な実施により、地域のインフラ維持、災害への迅速な対応、担い手の育成・確保を実現

公共工事における予定価格設定時の「歩切り」の根絶に向けて

- 品確法の改正(H26. 6)、入札契約適正化指針の改正(H26. 9)により、「歩切り」が品確法第7条第1項第1号に違反することが明確化。総務大臣・国土交通大臣から知事・議長等あて、「歩切り」は厳に行わないこと、必要に応じた予定価格設定の見直しを直ちに行うことを要請(H26. 10)。
- これらを踏まえ、
 - ① 「歩切り」の違法性及び定義について示したリーフレットにより、市町村をはじめとする自治体の理解の促進を図るとともに、「歩切り」の実態を把握するための調査(H26. 12～H27. 1末)を実施。
 - ② すでに一部の地方公共団体において、長のリーダーシップの発揮、行政・議会・業界が一体となった取組が活発化。

～ 調査の概要 ～

- 調査主体：総務省自治行政局行政課及び国土交通省土地・建設産業局建設業課
- 調査対象：全ての都道府県及び市町村
- 調査時点：2015年1月1日現在の状況を調査(回答期限1月30日)
- 主な調査項目：
 - ・「歩切り」を行っているかどうか
 - ・「歩切り」を行っている場合にはその根拠、具体的内容、理由
 - ・「歩切り」を行っている場合、その見直しの検討状況
- 今後の予定：

等

適時調査を実施。今回の調査における回答の内容等によっては個別に事情を伺い、「歩切り」の撤廃に理解をいただけない場合には必要に応じて発注者名を公表

～ 地方公共団体における先進的な取組 ～

- ◆ 石川県・・・平成26年度内での「歩切りの廃止」について、歩切りの実施が確認されていた県内8市町と個別に直接交渉し、廃止の合意を得る。
(平成26年12月24日県建設業協会と知事との懇談会にて表明)
- ◆ 熊本県・・・県内25市町村が歩切りを実施していることを踏まえ、県町村会評議員会、副市町村長研修、県市長会秋季定例会などを通して首長に働きかけを実施。(平成26年11月7日県建設業協会と県建設産業団体連合会が出席した県議会建設常任委員会にて説明)
- ◆ 愛媛県・・・県内20市町全てにおいて、国から示された歩切りの定義を踏まえ、「予定価格を設計書金額と同額」とし、端数処理も取りやめることを合意の上、平成27年1月から運用を開始(歩切りの「完全撤廃」)。

公共工事の発注者の皆様へ

「歩切り」の廃止による予定価格の適正な設定について

ご存知ですか? 「歩切り」は違法です!

公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号。以下「品確法」という。)の改正(※)により、いわゆる「歩切り」による予定価格の切り下げは法律違反であることが明確になりました。(「歩切り」の違法性及び定義については裏面を参照)

(※) 衆・参両院ともに全会一致で可決・成立。公布・施行H26.6.4

「歩切り」を根絶すべき、これだけの理由

住民のくらしと安全を支えるインフラのメンテナンスや災害対応を持続的に行うことは、自治体にとって今後ますます重要な課題となります。

改正品確法においては、インフラの将来にわたる品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保を図るため、発注者の責務が大幅に拡充され、発注者は適切な積算により予定価格を適正に設定することとされました。

「歩切り」が行われると、予定価格が不当に引き下げられることにより、

- ・見積り能力のある建設業者が排除されるおそれがあること
- ・ダンピング受注を助長し、公共工事の品質や安全の確保に支障をきたすこと
- ・担い手の中長期的な育成・確保に必要な適正な利潤を受注者が確保できないおそれがあること
- ・下請業者や現場の職人へのしわ寄せ(法定福利費のカット等)を招くことなどが懸念され、インフラのメンテナンスや災害対応等、10年後、20年後の地域の維持に支障が出るおそれがあります。

また、予定価格が実勢価格と乖離することとなり、入札不調の発生につながるおそれもあります。

発注者は「歩切り」の根絶を!

「歩切り」には、以上のように多くの問題点があります。発注者は、「歩切り」の問題点と改正品確法の趣旨を十分理解し、将来にわたる品質や担い手の確保の観点を確認することなく「ただ安く仕上げよう」としてきた、一部に残る意識や慣例を改めて、「歩切り」を廃止し、市場の実勢等を的確に反映した積算による予定価格の適正な設定に取り組んでいかなければなりません。

発行 国土交通省 土地・建設産業局 建設業課
詳しくは、国土交通省ホームページをご覧ください。[品質確保] [検索]
http://www.mlit.go.jp/quality/quality.html#contents/001063346/001063346.html

公共工事の発注者の皆様へ

「歩切り」の違法性について

改正品確法第7条第1項第1号において、発注者は「適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定める」こととされています。

このため、市場の実勢等を的確に反映した積算を行うことにより算定した設計書金額の一部を控除する行為(「歩切り」)は、予定価格を適正に定めているとは言えず、品確法に違反することとなります。

また、「歩切り」を行って決定した予定価格による入札手続の入札辞退者に対するペナルティを課すことにより、歩切りを行って決定した予定価格の範囲内での入札を実質的に抽いているようなことは、建設業法(昭和24年法律第100号)第19条の3に違反するおそれがあり、この場合、特に必要があると認めるときは、許可行政庁は当該発注者に対して必要な勧告をすることができるとされています。(※)

(※) 建設業法第19条の3及び「発注者・受注者における建設業法適合ガイドライン」(H23.8 国土交通省土地・建設産業局建設業課)

「歩切り」とは?

「歩切り」とは、「適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除する行為」(※)であり、市場の実勢等を的確に反映した積算を行うことにより算定した設計書金額(実際の施工に要する通常適当な工事費用)の一部を予定価格の設定段階で控除する行為のことです。

例えば、下記のような場合、通常は「歩切り」に該当することから、財務規則や事務取扱要領等の根拠規定を見直しの上で、その運用を是正することが必要です。

- ① 慣例により、設計書金額から一定額を減額して予定価格を決定
- ② 自治体財政の健全化や公共事業費の削減を目的に、設計書金額から一定額を減額して予定価格を決定
- ③ 一定の公共事業費の中でより多くの工事を行うため、設計書金額から一定額を減額して予定価格を決定
- ④ 追加工事が発生した場合に備えて、予算の一部を留保することにより、補正予算に係る議決手続を最終に変更契約を円滑に行えるようにするため、設計書金額から一定額を減額して予定価格を決定
- ⑤ 予定価格の削減を防ぐため、設計書金額にシステムで無作為に発生させた係数を乗じることにより減額して予定価格を決定

事務の効率化のため、設計書金額の端数を切り下げて予定価格を決定 等

ただし、⑤については、その減額や端数の切り下げが、入札契約手続の透明性や公正性の確保を図るため合理的なものであり、かつ、極めて少額にとどまる場合には、やむを得ない場合があると考えられます。

(※) 公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針(第2-4-(1))
(建設業法)H26.9.30(閣議決定)

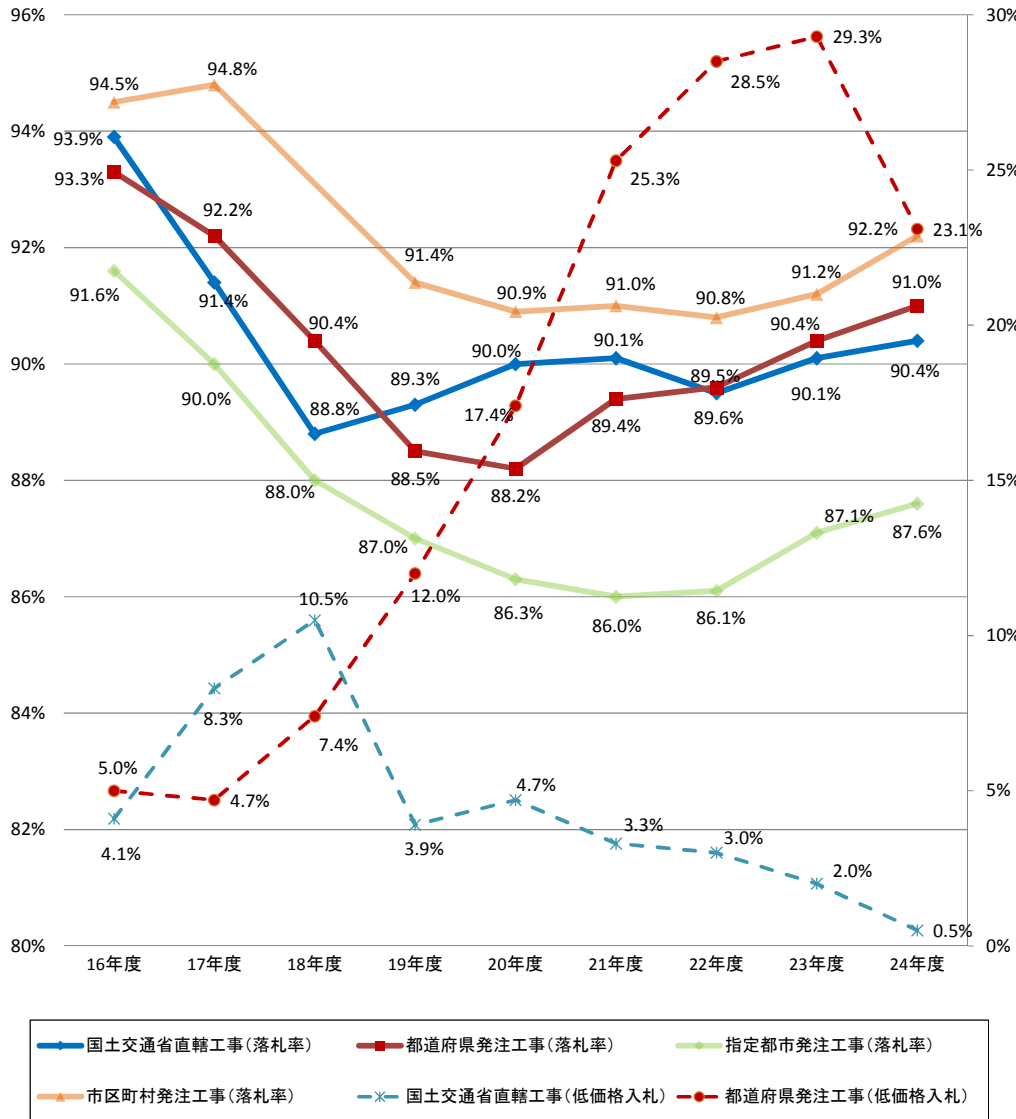
発行 国土交通省 土地・建設産業局 建設業課
詳しくは、国土交通省ホームページをご覧ください。[品質確保] [検索]
http://www.mlit.go.jp/quality/quality.html#contents/001063346/001063346.html

「歩切り」に関するリーフレット
(<http://www.mlit.go.jp/common/001063346.pdf>)

地方公共団体におけるダンピング対策の現状

落札率及び低価格入札の発生率の推移

○都道府県の発注工事で、低入札価格調査基準価格や最低制限価格を下回る額で応札される案件の割合が年々増加。

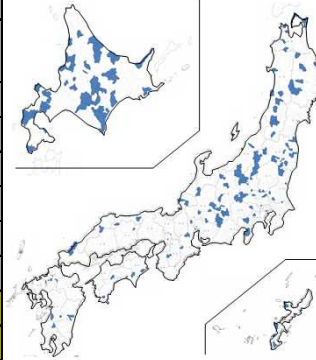


※1 H24年度のデータは速報値であり、今後変更があり得る。
 ※2 低価格入札の発生率とは、低入札価格調査基準価格又は最低制限価格を設定した案件に対し、当該価格よりも応札額が下回った案件の発生割合
 ※3 落札率における国土交通省直轄工事は、8地方整備局で契約した工事（平成17年度までは港湾空港関係除く）
 ※4 低価格に入札の発生率における国土交通省直轄工事においては、8地方整備局で契約した工事（港湾空港関係除く）
 ※5 平成18年度の市区町村発注工事に係る落札率のデータは欠損。

最低制限価格制度等の導入状況 ～232団体が未導入～

	都道府県		指定都市		市区町村	
	H19.9.1 時点	H24.9.1 時点	H19.9.1 時点	H24.9.1 時点	H19.9.1 時点	H24.9.1 時点
両制度を併用	41	43	14	20	267	475
低入札価格調査制度のみ導入	6	4	2	0	240	138
最低制限価格制度のみ導入	0	0	1	0	899	877
いずれも未導入	0	0	0	0	404	232
	0%	0%	0%	0%	22.3%	13.5%

＜いずれもの未導入の自治体＞



最低制限価格等の公表時期 ～導入済の団体の1割前後は事前公表～

	最低制限価格の事前公表		基準価格の事前公表	
	H19.9.1時点	H24.9.1時点	H19.9.1時点	H24.9.1時点
都道府県	4	2	7	2
	9.8%	4.7%	14.9%	4.3%
指定都市	6	3	6	1
	40.0%	15.0%	37.5%	5.0%
市区町村	250	179	110	59
	21.3%	13.2%	21.2%	9.6%
合計	260	184	123	62
	21.1%	13.0%	21.2%	9.1%

最低制限価格等の算定式の見直し

H23.4～

【範囲】 予定価格の 7.0/10～9.0/10
 【計算式】 ・直接工事費×0.95
 ・共通仮設費×0.90
 ・現場管理費×0.80
 ・一般管理費等×0.30
 上記の合計額×1.05

H25.5.16～

【範囲】 予定価格の7.0/10～9.0/10
 【計算式】 ・直接工事費×0.95
 ・共通仮設費×0.90
 ・現場管理費×0.80
 ・一般管理費等×0.55
 上記の合計額×1.05

～都道府県における取組事例～

◆石川県…最低制限価格について、一部市町に関して最新の中央公契連モデル以下または未導入が確認されたため、直接見直しを要請。その結果、平成26年度内に全市町が最新の中央公契連モデル以上に移行する予定。
 （平成26年12月24日県建設業協会と知事との懇談会にて表明）

施工時期等の平準化 ～国庫債務負担行為の一層の活用～

■公共工事は年度内での工事量の偏りが激しい

- ・第1四半期（4-6月）に工事量（金額ベース）が少ない。
- ・下半期（10-3月）は通して工事量が多い。

（参照：国土交通省 建設総合統計）

■施工時期等の平準化は建設生産システムの改善に寄与

年度内の工事量の偏りを解消（施工時期等を平準化）し、年間を通じた工事量が安定することで次のような効果が期待され、建設生産システムの省力化・効率化・高度化に寄与（生産性向上）

- > 建設業の企業経営の健全化
（人材・機材の実働日数の向上）
- > 労働者（技術者・技能者）の処遇改善
（特に日給等の労働者は年収に直接影響）
- > 稼働率の向上による建設業の機材保有等の促進
（建設業の災害時の即応能力も向上）

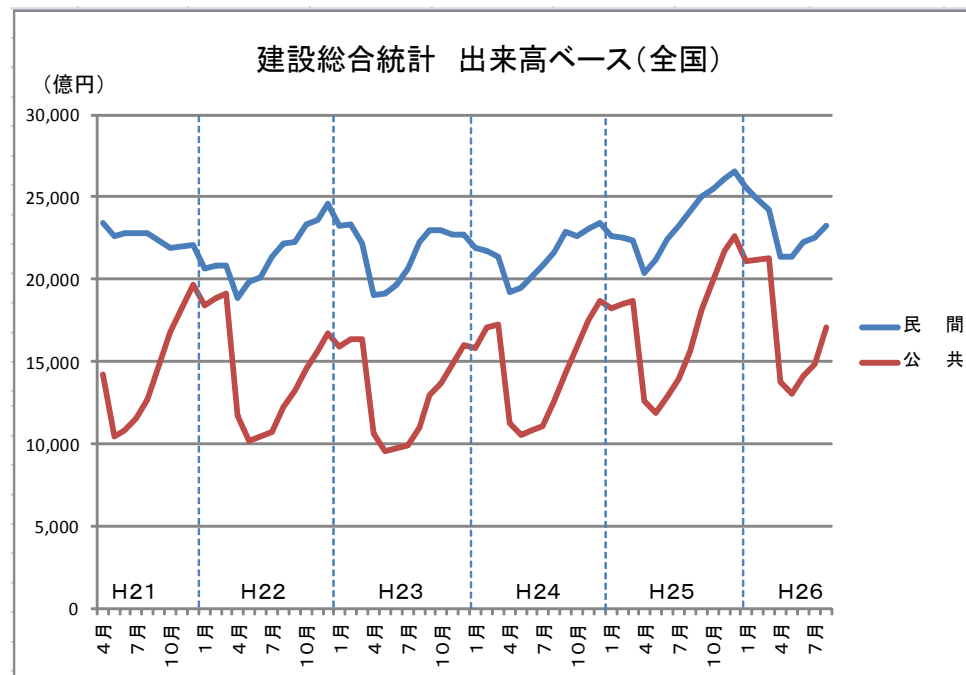
■施工時期等の平準化のための対策メニュー（案）

○工事・業務における柔軟な国債の活用・運用

- ・施工時期等の平準化も踏まえ当初予算において国債を設定。
- ・翌債等の明許繰越しの制度も適切に活用。
- ・適正な工期の設定を徹底。
- ・業務についても品質確保の観点から同様の取組みを推進。

○工事着手時期の柔軟な運用

- ・「余裕期間の設定」により受注者に工事着手時期の裁量を付与し、下請業者や技術者・技能者も平準化。



■当面の対策（案）～H26補正、H27当初～

- ・施工時期等の平準化も踏まえ、平成27年度予算において、これまで単年度で要求することとしてきた舗装工事や築堤・護岸工事などの一部について2箇年国債を設定する取組を開始。
- ・平成27年度第1四半期の工事量を確保するため、平成26年度補正予算（ゼロ国債含む）について早期に発注。
- ・供用期間等の制約が比較的緩やかな工事については余裕期間の設定を標準化

『地域発注者協議会』の体制強化

- 運用指針に基づき各発注者が発注関係事務を適切に実施できるよう、発注者共通の課題への対応や各種施策の推進を図るため発注者間の連携体制の強化が必要

➡ 地域発注者協議会の体制の強化（構成員の役職格上げ等）

- 運用指針に基づき全ての発注者が発注関係事務を適切に実施できるよう、支援を必要とする市町村等の発注者に対する支援や連携を可能とする体制の構築が必要

➡ 地域発注者協議会のもとに都道府県毎の協議会を設置

■ 地域発注者協議会について

- 公共工事の品質確保の促進に向けた取組等について、発注者間の連携調整を図るため、地方ブロック毎に組織
- 地方整備局、都道府県、代表市町村等から構成

<北陸ブロックの取組>

- ・北陸ブロックの地域発注者協議会では、自治体トップを通じて、発注者の意識の共有化を図り、発注者責任を果たす実効ある組織として体制を強化
- ・協議会の役割を各施策の「連絡調整」から「推進・強化」へ見直し

・協議会の構成員の役職の格上げ

県 : 「部長」 → 「副知事」
市(町村) : 「副市(町村)長」 → 「市(町村)長」

・規約改正による協議会の役割の見直し

施策の「連絡調整」 → 施策の「推進・強化」

■ 都道府県毎の協議会の設置について

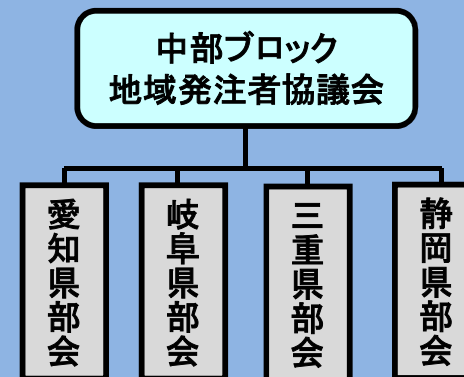
- 支援を必要とする市町村等の発注者に対する支援や連携を図るため、地域発注者協議会のもとに各都道府県毎の協議会を設置
- 地方整備局、都道府県、全ての市町村等から構成

<中部ブロックの取組>

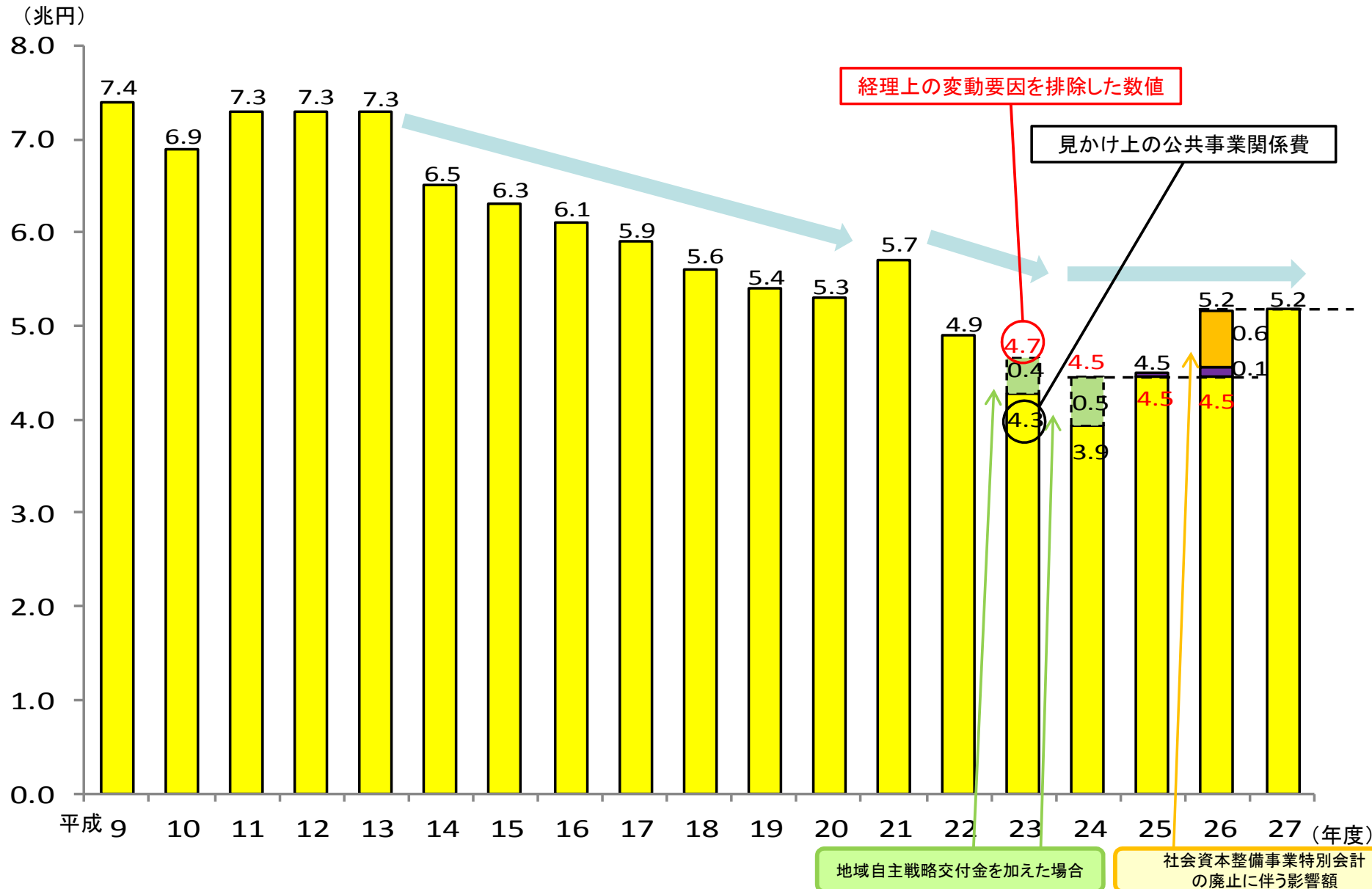
- ・中部ブロックの地域発注者協議会では、地域発注者協議会のもとに各県部会を設置

規約
(H26.10改正部分 抜粋)
(部会)
第8条 全ての市町村が各施策を推進・強化するため、静岡県、岐阜県、愛知県、三重県の各県に部会を設置する。

【体制イメージ】



【当初】国土交通省関係一般会計公共事業関係費の推移(国費)



- ※1 平成21年度当初予算については、特別会計に直入されていた地方道路整備臨時交付金相当額(6,825億円)が一般会計計上に変更されたことによる影響額を含む。
- ※2 平成23・24年度予算については地域自主戦略交付金の影響(23年度:移行額3,760億円、24年度:公共事業関係費相当額5,282億円)を含まない。
- ※3 平成25年度予算については、東日本大震災復興特別会計への繰入れ(324億円)を含む。
- ※4 平成26年度予算については、消費税増税による影響額(1,002億円)及び、社会資本整備事業特別会計の廃止に伴う影響額(6,167億円)を含む。

【背景】公共工事の品質確保の促進に関する法律(品確法)の一部改正法が平成26年6月4日に公布・施行

品確法第13条

(中長期的な技術的能力の確保に関する審査等)

発注者は、その発注に係る公共工事の契約につき競争に付するときは、当該工事の性格、地域の実情等に応じ、競争に参加する者(競争に参加しようとする者も含む。)について、

・若年の技術者・技能労働者等の育成及び確保の状況

・建設機械の保有の状況

・災害時における工事の実施体制の確保の状況

等に関する事項を適切に審査し、又は評価するよう努めなければならない。

経営事項審査における現在の評価状況

雇用する技術職員(※)の資格の種類や人数に応じて技術力(Z点)で評価しているが、若年であるかどうかは問わない。

ショベル系掘削機、トラクターショベル、ブルドーザーの3機種種の保有状況をその他の審査項目(W点)にて評価。

その他の審査項目(W点)において国・地方公共団体等との防災協定の締結状況を評価。

経営事項審査における今回の見直し事項

若年の技術職員の育成及び確保の状況を評価。

評価対象とする建設機械の範囲を拡大。

現在の評価を継続。

(※)技術職員:「技術力(Z点)」での評価対象となる主任技術者や監理技術者の資格要件充足者及び登録基幹技能者の総称。

評価対象とする建設業者

- 若手の技術職員の育成・確保に継続的に取り組んできた建設業者
- 審査対象年において若手の技術職員を育成し、確保した建設業者

具体的評価方法

経営事項審査の「その他(社会性等)の審査項目」(W)において

継続的な取組を評価

技術職員名簿に記載された35歳未満の技術職員数が
技術職員名簿全体の15%以上の場合

一律1点

審査対象年における取組を評価

新たに技術職員名簿に記載された35歳未満の技術職員数が
技術職員名簿全体の1%以上の場合

一律1点

最大2点の加点

<評価対象を35歳未満とする理由>

- ・年齢別人数構成を鑑み、35歳未満の技術職員が相対的に少ない(下表)
- ・学歴、資格を問わず、入職から10年経過すれば技術職員となることが可能である

	～29歳	30歳～34歳	35歳～39歳	40歳～44歳	45歳～49歳	50歳～54歳	55歳～59歳	60歳～
技術職員に関する 実態調査(※)結果	5.59%	8.15%	15.28%	18.04%	12.21%	27.63%		13.09%

(※) 任意の大臣許可業者104社について、経営事項審査申請書類に基づき技術職員の年齢分布を調査。(技術職員計5653名)

＜現行＞建設機械の保有状況を経営事項審査の「その他(社会性等)の審査項目」(W)にて評価

加 点 対 象 機 種

ショベル系掘削機

トラクターショベル

ブルドーザー



加 点 の 条 件

自ら所有しているか、審査基準日から1年7ヶ月以上のリース契約が締結されている機械1台保有につきWに1点の加点。最大15台(15点)まで評価。

対象機種拡大

＜新たな対象機種選出の考え方＞

建設業者が保有・リースしている機械のうち、

- ①災害時の復旧対応に使用されるもの
- ②定期検査により保有・稼働確認ができるもの

今回新たに評価対象とする機械(1台につき1点)

移動式クレーン

(つり上げ荷重3トン以上)

災害時の役割：土嚢の積上げ
障害物の撤去

定期検査：製造時検査、性能検査



大型ダンプ車

(車両総重量8t以上または最大積載量5t以上で事業の種類として建設業を届け出、表示番号の指定を受けているもの)

災害時の役割：土砂の運搬

定期検査：自動車検査



モーターグレーダー

(自重が5トン以上)

災害時の役割：除雪、整地

定期検査：特定自主検査

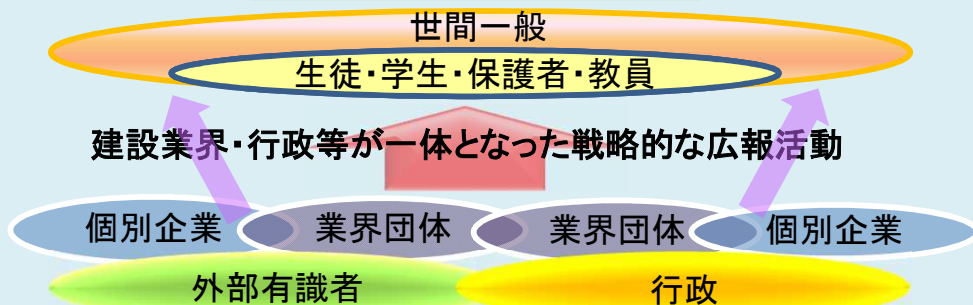


建設産業における戦略的広報の展開について

1 建設産業戦略的広報推進協議会概要

- 従来の企業・団体による個別的な広報活動から、業界・外部有識者・行政が一体となって推進する戦略的広報活動の具体化を促進すべく、平成25年8月に建設産業戦略的広報推進協議会を設置。[事務局:(一財)建設業振興基金]
- 平成25年12月の総合ホームページ開設を皮切りに、建設産業に対する世間一般のイメージ向上や入職が期待される若者へのアピールに資する取組を強化。

目指す取り組みのイメージ



2 活動状況

総合ホームページの開設

- 平成25年12月24日開設
総合ホームページ名称:「**建設現場へGO!**」
-見る、知る、働く、建設産業のJobポータル-
⇒URL:<http://genba-go.jp>



キャッチコピーの決定

- 第2回協議会(平成25年10月)
キャッチコピー決定。「**未来をつくる君たちへ**」

ロゴマークの決定

- 第4回協議会(平成26年2月)
当該キャッチコピーを用いた
ロゴマークのデザインを一般
公募で決定。



総合ホームページの充実

- 平成26年8月就職支援コンテンツ拡充
「**建設業で働くための18歳のハローワーク**」
(提供:建設産業人材確保・育成推進協議会
[事務局:(一財)建設業振興基金])
- 平成26年9月女性活躍応援コンテンツ拡充
「**建設産業で働く女性がカッコイイ**」



情報発信の強化

- 若者向けの入職促進に資する情報発信の質量拡充
各地域の建設産業団体等と連携し、各地の広報コンテンツを『建設現場へGO!』を通じ継続的に掲載・発信。
- 各ブロックや地域レベルでの同種の協議会設置に向けた働きかけを推進し活動エリアの拡大を図る。

「子ども霞が関見学デー」への参加

- 「子ども霞が関見学デー」
→例年夏に小・中学生を対象とし府省庁等で開催。
- ものづくりの素晴らしさを体験してもらうと同時に、建設業の社会的な役割を理解してもらうため、建設機械の操作体験や左官職人体験等、新たに体験型プログラムを実施(平成26年8月)。



【平成26年度開催の様子】

工業高校キャラバン

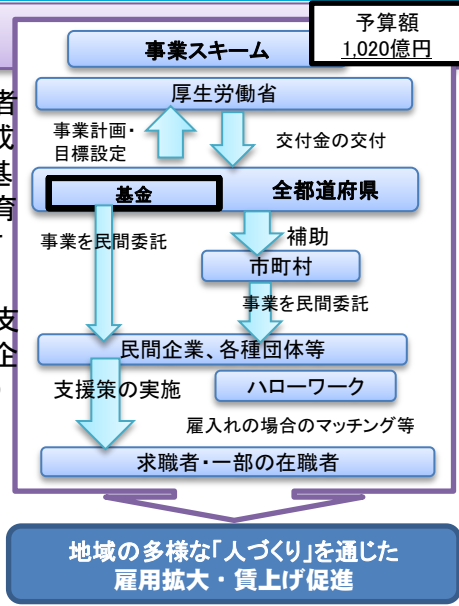
- 業界・外部有識者・行政が一体となって工業高校生にface to faceで直接語りかけ交流するプログラム(工業高校キャラバン)を計画。
- 平成26年10月末から年末にかけて関東の複数校を対象として15
スタート。

広報イベントの推進

1. 事業概要

- 厚生労働省が、失業者の就職や民間企業等の従業者の処遇改善に向けた支援事業を実施し、地域経済の成長と活性化を図るため、補正予算で都道府県に対して基金を積み増し、自治体が若年者の就職促進や、人材育成などの取組みを民間企業や団体に対して事業委託するもの。
- 建設業においても、若年者の入職促進、人材育成を支援するため、建設業団体や会員企業等による共同体、企業単独で若年者を期間雇用し、集合訓練や企業実習の実施や、賃上げ等処遇改善に向けた取組を推進。

- 全産業の予算額1,020億円のうち、都道府県が執行する建設業の事業は、42億円(予定含む)
- 45都道府県中40都道府県で91事業を実施



2. 経緯・スケジュール

- 平成25年12月13日 平成25年度補正予算閣議決定
- 12月末 厚生労働省と国土交通省の連名で、建設4団体宛の文書発出(本事業の積極的な活用を依頼)
- 12月27日 国土交通省から都道府県建設業所管部局宛の文書発出(本事業の積極的な活用を依頼)
- 平成26年1月13日 各県建設業協会に対する本事業の説明会開催
- 2月6日 平成25年度補正予算成立 → 自治体予算に反映
- 2月以降 各自治体へのフォローアップ
- 平成27年3月末まで 各自治体にて平成26年度末までに事業開始 → 平成27年度末までに事業を終了

3. 事業内容

地域のニーズに応じて、雇用拡大プロセスや処遇改善プロセスの雇用対策事業を実施。

雇用拡大プロセス・・・失業者(無業者)の就職に向けた支援

- <各自治体における実施状況>
 - 回答のあった45都道府県のうち、**36都道府県で建設分野での事業実施(予定含む)**
 - 事業数:**64事業(うち、60事業は建設業に特化したもの)**
 - 雇入れ有りの事業:55事業
 - 雇用予定人数:1,294人
 - 予算金額:3,667,264,297円のうち、契約金額:2,969,441,279円
- <主な事業例>
 - 若年者雇用支援(建設業団体及び会員企業で構成する共同体で、若年者など等を雇用し、OJT・OFF-JTの実施等)
 - 新卒及び転職者に対して就職説明会や、就職相談会を実施
 - 建設業界ハンドブック等を作成し建設業の魅力を普及啓発等

処遇改善プロセス・・・在職者に対する処遇改善に向けた支援

- <各自治体における実施状況>
 - 回答のあった45都道府県のうち、**23都道府県で建設分野での事業実施(予定含む)**
 - 事業数:**28事業(うち、27事業は建設業に特化したもの)**
 - 取組内容:処遇改善(賃上げ):13事業、人材育成・定着率向上:18事業
 - 予算金額:515,980,720円のうち、契約金額:291,035,466円(契約20事業)
- <主な事業例>
 - 処遇改善への支援(社会保険労務士等専門家の相談会の開催や企業訪問、労働者の賃金アップや社会保険への加入促進等に関する相談窓口の開設等)
 - 人材育成・定着率向上支援(若手技術者向け講習・研修の実施や若手技能者のスキルアップに向けた技能訓練・資格取得支援、若年労働者への定着支援カウンセリングや相談窓口の開設、中間管理職等への雇用管理研修等)

建設産業担い手確保・育成コンソーシアムについて

- 建設産業の担い手確保・育成について、実績、知見、能力を有し、今後の担い手確保・育成を推進していく意志を有する者によるコンソーシアムを立ち上げ、地域における総合工事業団体、専門工事業団体、教育訓練機関、教育機関等による入職促進、定着、育成に資する事業を支援
- 事業推進に当たっては「アクションプログラム」を策定し、建設業振興基金に設置された「担い手育成基盤整備基金（ソフト事業分）」を活用し、地域連携ネットワークの構築に要する経費など平成26年度から5ヶ年を目途に支援。

主な事業内容

※平成26～27年度に実施する主な事業（地域のニーズに応じ、順次支援メニューを充実）

○地域連携ネットワークの構築

都道府県単位で、総合工事業団体、専門工事業団体、職業訓練校、教育機関、地方公共団体等による担い手確保・育成体制の構築を支援（平成27年度までに15件程度を目標）

○以下の取組を通じ、地域連携ネットワークの構築・充実を支援

1. 教育訓練等基盤の充実・強化

(1) 訓練プログラム・教材等の整備

・当面、入職前の若年者、初任者、工業高校等教員等を対象に、ニーズに応じた訓練プログラム・教材等を整備

(2) 講師の発掘・育成

・全国の講師情報を収集して講師DB（人材バンク）を構築し、関係者間で共有、富士教育訓練センターで講師養成コースを設置

(3) 人材確保・育成に関する情報収集・発信及び提案

・各地域における担い手確保・育成に資する優良事例の収集・情報発信、人材確保・育成に資する取組の地域への提案等

(4) 若年者の入職促進に向けた戦略的広報の推進

2. 各地域の職業訓練校間のネットワークの構築

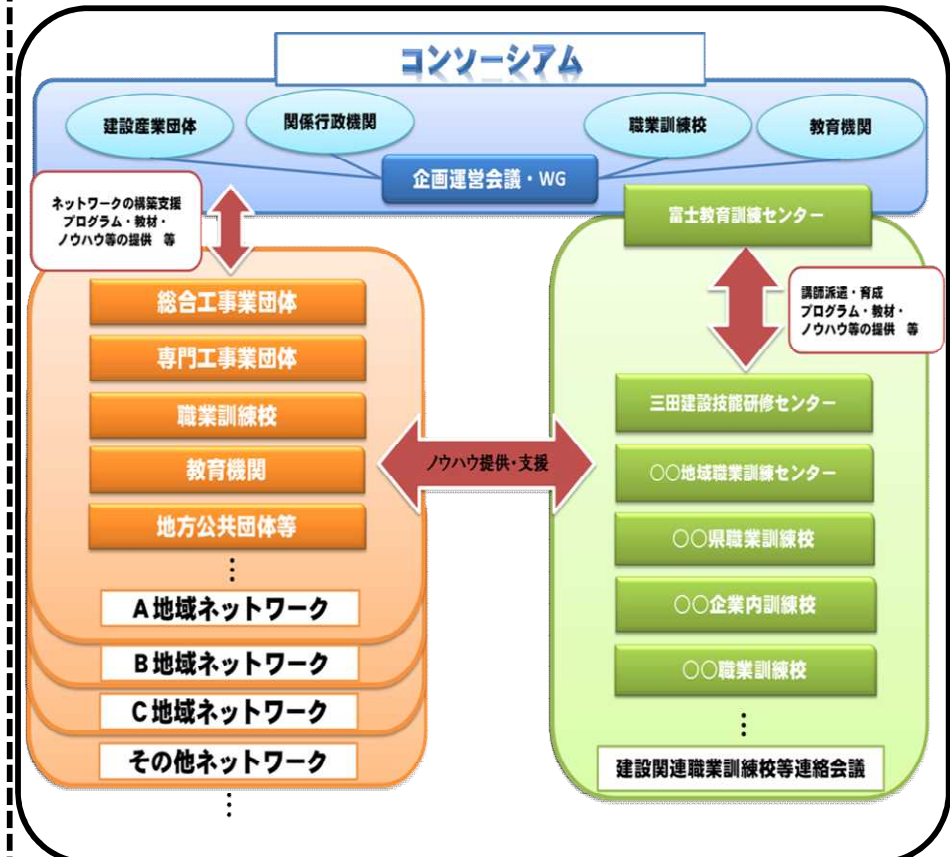
富士教育訓練センターを中核とする各地域の職業訓練校間の情報交換、相互協力、その他共同事業の展開等を推進

・各地域の職業訓練校で行っている講座等のDBを構築

・各地域の職業訓練校間の情報交換や相互協力を行うための「建設関連職業訓練校連絡会議」の立ち上げ【12月10日に第1回会合を開催】

建設産業担い手確保・育成コンソーシアム

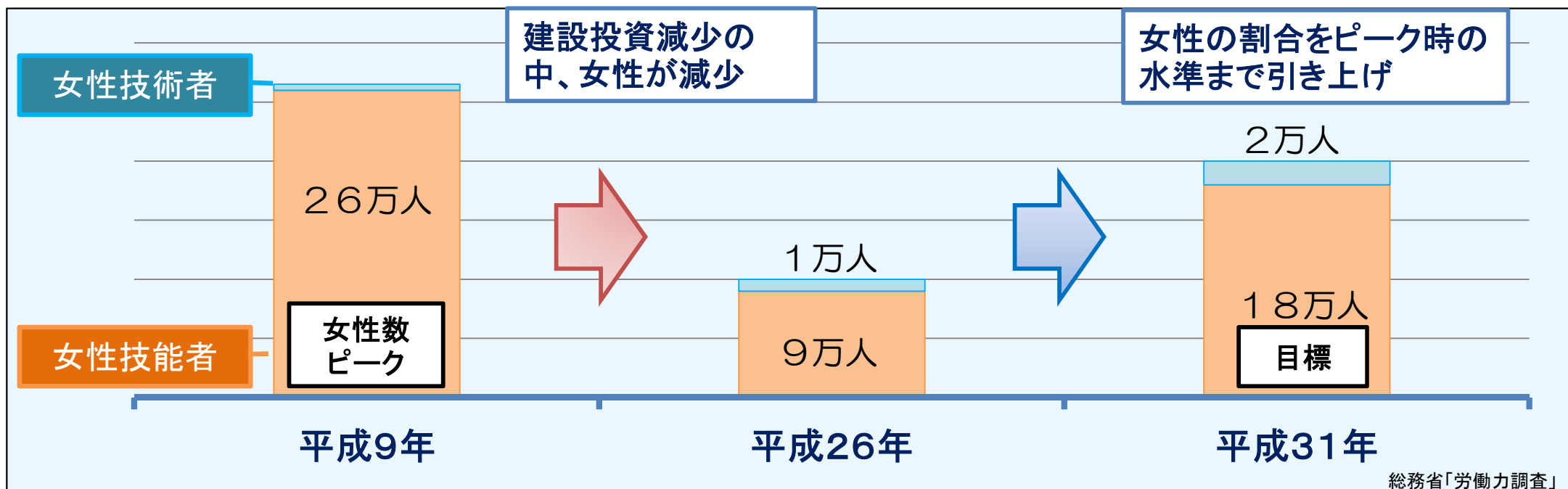
10月29日に「第1回企画運営会議」を開催し、当面の活動方針として、「建設産業担い手確保・育成アクションプログラム（第1版）」を決定。



未就職者、若年労働者、教員、保護者等への働きかけ

女性技術者・技能者を5年で倍増

10万人 ⇒ 20万人



以前

直近

将来

女性技術者

平成10年頃から
女性技術者の採用を本格化
(統計上把握可能なのは平成12年以降)

最近では女性技術者も増加
※大手5社では新卒採用
(技術者)の約1割が女性

**女性技術者数
を過去最高に**

女性技能者

以前は今よりも多くの
女性技能者が活躍(約6%)

建設投資急減の中、
ピーク時の1/3に減少。
(約3%)

**女性技能者の
割合を最高比率へ
引き上げ(約6%)** 18

女性の活躍が、更なる活躍を生む『好循環』へ

- 建設業で活躍する女性技術者・技能者（“ドボジョ”、“けんせつ小町”）の「5年で倍増」を目指し、平成26年8月22日に、官民挙げた「もっと女性が活躍できる建設業行動計画」を策定
- 建設業における女性の更なる活躍の推進に向けて、官民一体となった取組をスタート

建設業に意欲を持ち、 入職する女性を増やす

○業界団体が数値目標を設定 採用や登用を促進

業界挙げて女性の採用や登用を促進

※(一社)日本建設業連合会(日建連)が、行動計画に併せて、数値目標(会員企業は、5年で技術系女性社員の比率を倍増等)を発表

○小・中学校等、学校現場と 連携したPR

建設業の魅力、やりがいを知ってもらう情報発信



建設業で働き続ける

- 女性が働きやすい現場を
ハード面から環境整備
現場のトイレや更衣室等、現場の労働環境の整備（積算上で配慮）
【来年度以降】

○女性のための教育訓練の充実

富士教育訓練センターにおいて女性対象コースの開設 【H26.11】

同施設に女性用の宿泊棟を整備【H26年度内に契約予定】



女性の更なる活躍と向上

○女性技術者の登用を促す モデル工事の実施

直轄工事のモデル工事について、11件公告済、9件契約済
【H26年度内に複数件実施予定】

○活躍する女性を表彰

建設マスター等で女性を表彰
【H26年度より女性枠を創設(H26.10.10に女性5人を表彰)】



情報発信

○女性向け情報ポータル サイトを創設

女性に役立つ情報を一元的に発信
【H26.9.30 創設】

○愛称決定「けんせつ小町」

日建連が愛称を公募。「けんせつ小町」に決定。【H26.10.28 大臣へ報告】

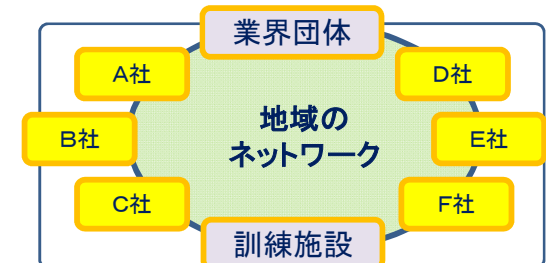


全国に広げる

○女性の活躍に地域ぐるみで取り組む活動を支援

→全国へ展開

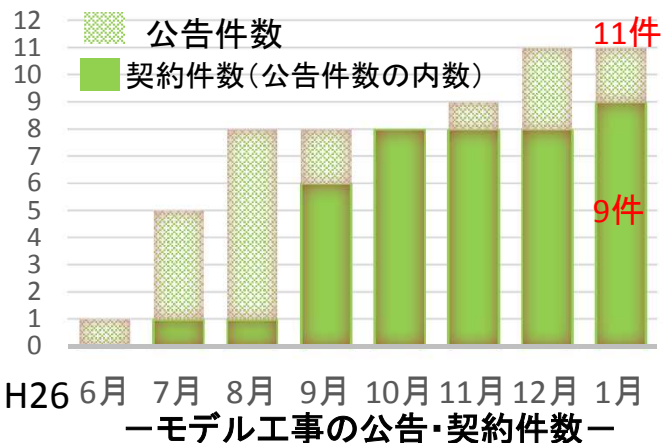
企業、団体、地方自治体等が、ネットワークで女性の活躍を支える活動を支援
【平成27年度政府予算案(50百万円)】



「もっと女性が活躍できる建設業」昨今の状況について

女性技術者の登用を促すモデル工事

全国においてモデル工事を着実に公告・実施
H27年1月30日現在で**11件公告、9件契約済**

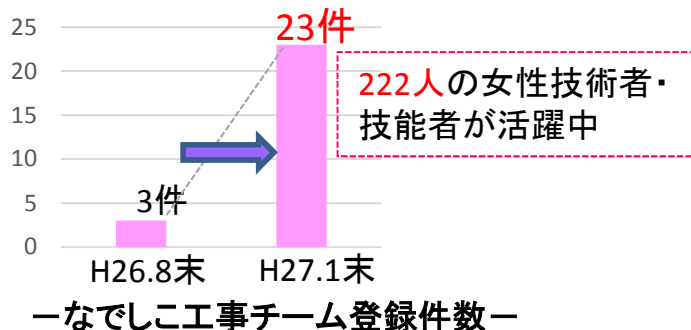


日建連「なでしこ工事チーム」登録件数

H26年8月18日の第1号登録以降、各社がチームを立ち上げ、**女性が働きやすい環境整備を実施**。

H27年1月末現在で**23件登録**

※年度内に**女性が働きやすい現場環境マニュアルを策定**(日建連)



外環大和田女子会
＜女性6名が活躍
小学生等に職場体験
授業などを実施＞



チームJIAI
＜幼稚園建替工事で
女性9名が活躍＞

女性応援ポータルサイト

H26年9月末のポータルサイト「建設産業で働く女性がカッコいい」開設後、随時情報更新。

H27.1末までの**アクセス数は約16,000件**



日建連「けんせつ小町」
太田大臣表敬(10/29掲載)



毛利局長インタビュー
(10/29掲載)



プロジェクトチーム
Team MUKAI
専門工事業者を支える女性チーム
取材(12/10掲載)



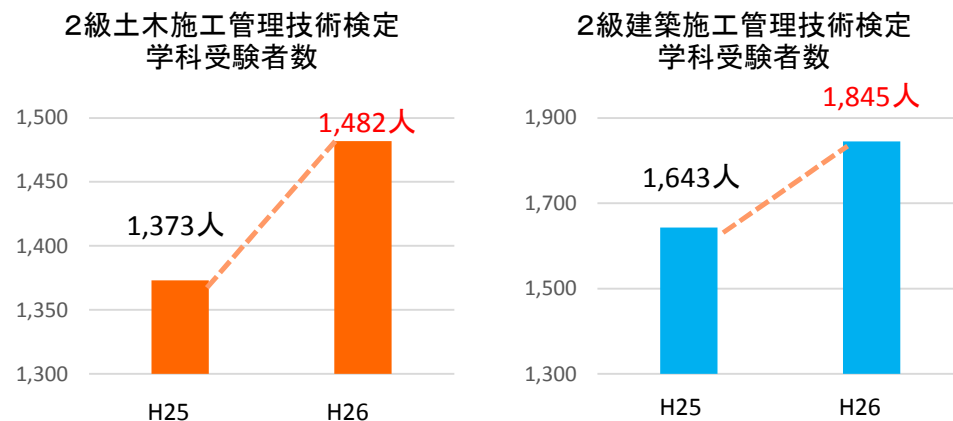
H26建設マスター
受賞女性座談会
(11/12掲載)



内閣広報室ブログ
女性技術者記事
(12/12掲載)

資格試験受験者、合格者

土木・建築とも2級施工管理技術検定試験について、**学科試験受験者数が昨年度より増加**



平成27年度政府予算案での対応（建設産業関連）

- 建設投資の急激な減少により、建設企業の経営環境の悪化、現場の技能労働者の減少といった構造的な課題に直面
- 建設企業の持続力向上、人材の確保を図るとともに、将来の労働力人口の減少も見据え、生産性向上を推進

人材育成等、企業の持続力向上

■ 地域グループによる事業力強化を支援

【地域建設産業活性化支援事業】(190百万円) [新規]

地域で中小・中堅建設企業の経営力を向上

[概要]

複数の企業、団体、教育訓練施設等がグループを結成して行う担い手確保・育成等のモデル的取組に対し、コンサルティング等により重点的に支援

■ 「地域の守り手」の確保のための多様な入札契約方式の導入・活用

【多様な入札契約方式の導入・活用推進】(102百万円) [継続] ※うち優先課題推進枠 102百万円

建設企業が「地域の守り手」として持続的に役割を果たせる環境整備

[概要]

「地域の守り手」の確保育成、優秀な若手や女性が活躍できる環境整備等の課題に対し、複数年契約や共同受注方式等、新たな入札契約方式で取り組むモデル事業を支援

- 国土や地域づくりの担い手として、持続可能な産業へ
- 企業が将来を見通して雇用できる環境整備

多様な人材の活用

■ 女性の活躍に地域ぐるみで取り組む活動支援

【「もっと女性が活躍できる建設業」地域協働推進事業】(50百万円) [新規] ※うち優先課題推進枠 50百万円

人材確保に加え、女性の活躍を通じ、建設業の活性化と、男女ともに働き易い魅力ある産業へ

[概要]

建設企業、業界団体、教育訓練施設、行政等、地域の関係者のネットワークが協働して行う、地域ぐるみで女性の活躍を支える活動を支援

■ 建設分野における外国人材の活用

【建設分野における外国人材活用の適正化事業】(79百万円) [新規] ※うち優先課題推進枠 79百万円
※この他、26年度補正案で100百万円を計上

東京五輪等、当面の一時的な需要増に対応するため、即戦力となり得る外国人材の適正な受け入れを支援し、円滑な制度運営を実現

[概要]

監理団体及び受入企業に対して巡回指導等を実施する「制度推進事業実施機関」の活用等、現行制度を上回る監理体制を構築

- 外国人や女性等、多様な人材の確保
- 女性の活躍が、男女問わず、活力と魅力ある建設業につながる『好循環』へ

人材の効率的活用等、生産性の向上

■ 繁閑調整手法による人材の効率的活用等

【建設技能人材確保・育成促進事業】(77百万円) [拡充] ※うち優先課題推進枠 31百万円

技能労働者の処遇改善の推進と人材の効率的活用

[概要]

適切な賃金水準の確保や社会保険等未加入対策の強化を図るため実態調査を行うとともに、人材の効率的な活用に資する専門工事業者の繁閑調整手法を検討

■ 行き過ぎた重層化の抑制 等

【下請指導合理化推進経費】(25百万円) [拡充] ※うち優先課題推進枠 10百万円

対等な元下関係の構築と、重層下請構造の改善による生産性の向上

[概要]

下請取引の実態把握を行うとともに、不要な下請次数の削減のための仕組の構築に向けて、工種別・工事規模別の下請次数の実態調査を実施

- 人材の効率的な活用
- より円滑に資金が元請から下請、現場の職人まで行き渡る環境を整備

地域建設産業活性化支援事業

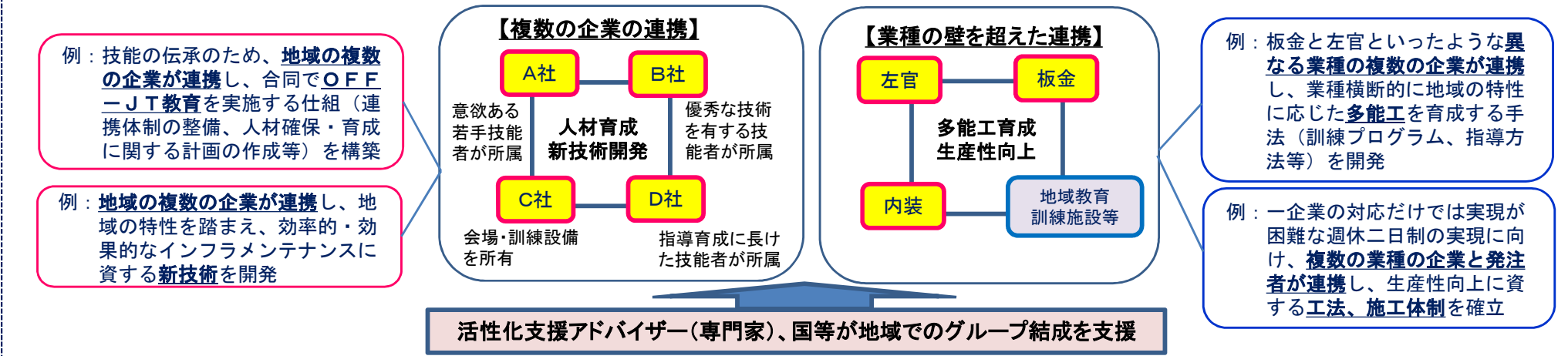
■ 中小・中堅建設企業等の**担い手確保・育成の推進**、建設生産システムの省力化・効率化・高度化を通じた**生産性向上**による事業力強化を推進し、建設産業の活性化に資するために以下の支援を実施。

- ①**活性化支援アドバイザー（人材開発の専門家、中小企業診断士、技術士等の専門家で構成）による支援**
- 中小・中堅建設企業等の経営上・技術上の課題解決のため、活性化支援アドバイザーにより**幅広いアドバイス**を実施。
 [例：技能者の育成、工程管理の改善、インフラメンテナンスに資する新技術の開発、建設業許可業種の追加、経営事項審査の評点アップ、工事原価管理の充実化 etc]
 - **担い手確保・育成**又は**生産性向上**に関する案件で、他企業に対し**モデル性の高い案件を発掘**し、重点支援の利用を推奨。

- ②**重点支援－コンサルティング支援／ステップアップ支援**
- 内容：目標達成に向け、複数の活性化支援アドバイザーによる継続的な**コンサルティング支援**又は事業の実施に係る**経費の一部を支援**（上限300万円）。
 - 対象：効率的かつ効果的な支援を推進するため、支援対象は複数の建設企業等及び県・市町村、業界団体、地域教育訓練施設により構成される**グループ**を結成。一企業では対応が難しい取組みを**複数の企業等の協働**により実現を目指す。
 - コーディネート：活性化支援アドバイザー、パートナー機関（※）、国、受託者等が**連携してグループ化をコーディネート**。

（※）パートナー機関：本事業への協力について「パートナー協定」を締結する都道府県、地域金融機関

＜重点支援の対象となるグループと主な取組みのイメージ＞



- ③**水平展開**
- 重点支援の取組み結果はケースブック（レポート）を作成。関係先に広く配布するとともに、受託者のHPで公開。
 - **パートナー機関、建設業団体、地方整備局等**との連携を密にし、効果的な情報提供を実施。

「もっと女性が活躍できる建設業」地域協働推進事業

- 建設業の女性活躍は、8月に官民挙げた行動計画を策定し、業界による取組が本格的にスタート
- この気運を一過性のものとせず中長期的に建設業界全体で持続させていくためには、地域ぐるみで女性活躍をサポートする取組を全国各地に根付かせ、裾野を広げていくことが必要

- 建設業での女性の活躍には、女性のライフサイクルに応じて3つのボトルネックが指摘
- 企業内では女性は少数派であり、地方の中小建設企業では、個社レベルの対応に限界
- 複数企業や関係機関が協働して地域ネットワークを形成し、地域ぐるみの取組を促進することで、建設業で働く女性の課題に即応したサポートを講じる必要

① 女性の建設業への入職

女性の採用等に積極的な企業の情報が女性に届きにくい等の課題

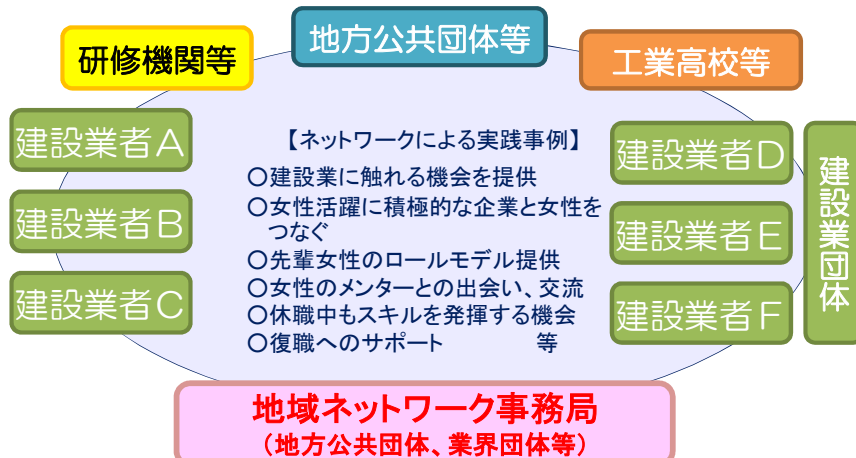
② 女性の定着・就労継続

中小建設企業では女性は社内で少数派、キャリアパスも身近になく、将来が見通しにくいことが、女性の定着を阻害

③ 家庭と現場の両立

結婚や育児で一旦業界から離れると、業界への復帰にハードルがある

『もっと女性が活躍できる建設業・地域ネットワーク』のイメージ



地域ネットワーク事務局に対し活動の必要経費を支援

【地域ネットワークによるサポートの展開方向】

就職促進

- 工業高校・地元大学等と女性の活躍に積極的な地域企業が協働
 - ・企業と学生の効率的なマッチング
 - ・工学部等の女性の他産業への流出阻止 等

定着支援

- 企業内で孤立しやすい女性にタテ・ヨコの連携の機会を確保
- 働きやすい現場環境を目指す女性自らの取組をサポート
 - ・女性同士のタテ・ヨコの連携を確保
 - ・女性自らが現場改善を働きかけ、実現 等

家庭との両立

- 高いスキルをもつ休職中の女性の復帰をサポート
- 結婚、育児、介護等の理由での建設業離職者の復職をサポート
 - ・再就職を目指す女性と企業とのマッチング
 - ・不安のない円滑な再就職 等

建設分野における外国人材の活用に係る緊急措置

建設分野における外国人材の活用に係る緊急措置
(平成26年4月4日関係閣僚会議とりまとめ)より抜粋

- 復興事業の更なる加速を図りつつ、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の関連施設整備等による当面の一時的な建設需要の増大に対応するため必要となる技能労働者については、まずは、就労環境の改善、教育訓練の充実強化等によって、離職者の再入職や高齢層の踏み止まりなどにより、国内での確保に最大限努めることが基本。
- その上で、**当面の一時的な建設需要の増大への緊急かつ時限的措置(2020年度で終了)として、国内での人材確保・育成と併せて、即戦力となり得る外国人材(技能実習修了者)の活用促進を図り、大会の成功に万全を期する。**

技能実習の流れ



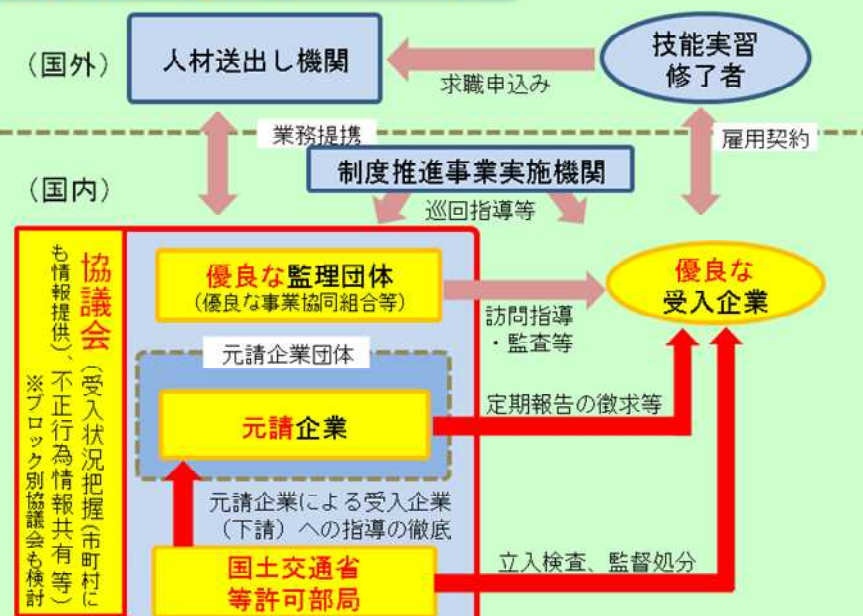
現行の技能実習制度



新たな外国人材活用の流れ



新たな特別の監理体制 (本図は再入国の場合)



当面のスケジュール

平成26年

- 4月4日 関係閣僚会議（第2回）
緊急措置のとりまとめ
- 4月4日 経済財政諮問会議・産業競争力会議合同会議
緊急措置の報告
- 6月24日 「日本再興戦略」改訂2014 の閣議決定
- 8月13日 「外国人建設就労者受入事業に関する告示」の公示
- 11月11日 「外国人建設就労者受入事業に関するガイドライン」
の公表

平成27年 1月 優良な監理団体等の認定事務の開始

平成27年 4月 本措置の対象となる外国人材の受入れ開始